

令和5年2月10日付けで新型コロナウイルス感染症対策本部から「マスク着用の考え方を見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）」の事務連絡が発出されたことを踏まえ、歯科医療機関におけるマスク着用の考え方を次のように見直しました。

**○令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方を見直し等について」を踏まえたマスク着用の考え方を見直しについて**

歯科医療従事者は、新型コロナウイルスの感染に拘わらず、従前より診療中及びその前後の時間帯においてもマスクを着用しており、当然これを継続する。また待合室等における患者及び付き添いの家族等については、「推奨」といった表現や自己判断、個別判断では混乱を生じかねないことから、感染防止対策上、マスクの着用を求めることを基本とする。

また職員についてはこれまで、休憩中や昼食中においてマスクを外しての会話を厳に慎んできたことを継続する。

**【参考：厚生労働省ホームページ】**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)